

平成21年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第1号

平成21年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則の廃止)

第1条 鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則(平成7年鳥取県教育委員会規則第1号)は、廃止する。

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第2条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>(課等及びその内部組織の設置)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる課等に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係、室その他の内部組織(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">略</th></tr></thead><tbody><tr><td>スポーツ振興課</td><td>総務担当、生涯スポーツ係、競技スポーツ係</td></tr></tbody></table>	略		スポーツ振興課	総務担当、生涯スポーツ係、競技スポーツ係	<p>(課等及びその内部組織の設置)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる課等に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係、室その他の内部組織(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">略</th></tr></thead><tbody><tr><td>スポーツセンター</td><td>鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則(平成7年鳥取県教育委員会規則第1号。以下「スポーツセンター規則」という。)第3条第1項に定める係</td></tr></tbody></table>	略		スポーツセンター	鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則(平成7年鳥取県教育委員会規則第1号。以下「スポーツセンター規則」という。)第3条第1項に定める係
略									
スポーツ振興課	総務担当、生涯スポーツ係、競技スポーツ係								
略									
スポーツセンター	鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則(平成7年鳥取県教育委員会規則第1号。以下「スポーツセンター規則」という。)第3条第1項に定める係								
<p>(各課等の分掌事務)</p> <p>第3条 各課等においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課～体育保健課 略</p> <p><u>スポーツ振興課</u></p> <p>(1) <u>スポーツに係る調査研究に関すること。</u></p> <p>(2) <u>スポーツに係る指導及び助言に関すること。</u></p>	<p>(各課等の分掌事務)</p> <p>第3条 各課等においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課～体育保健課 略</p> <p><u>スポーツセンター</u></p> <p><u>スポーツセンターの分掌事務は、スポーツセンター規則の定めるところによる。</u></p>								

<p>(3) <u>スポーツ関係職員その他関係者の研修に関すること。</u></p> <p>(4) <u>スポーツ指導者の養成に関すること。</u></p> <p>(5) <u>スポーツに係る情報の提供に関すること。</u></p> <p>(6) <u>スポーツに係る相談に関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他スポーツの振興を図るために必要な事務</u></p> <p>(係等の分掌事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育センター、図書館及び博物館</u>に置く係等の分掌事務は、<u>教育センター規則、図書館規則及び博物館規則</u>の定めるところによる。</p> <p>第7条の2 前2条の規定にかかわらず、<u>教育センター、図書館及び博物館</u>に係る職制は、<u>教育センター規則、図書館規則及び博物館規則</u>の定めるところによる。</p>	<p>(係等の分掌事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育センター、図書館、博物館及びスポーツセンター</u>に置く係等の分掌事務は、<u>教育センター規則、図書館規則、博物館規則及びスポーツセンター規則</u>の定めるところによる。</p> <p>第7条の2 前2条の規定にかかわらず、<u>教育センター、図書館、博物館及びスポーツセンター</u>に係る職制は、<u>教育センター規則、図書館規則、博物館規則及びスポーツセンター規則</u>の定めるところによる。</p>
---	---

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別表(第6条関係)</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 技術職員をもって充てる職 <u>学芸員・学芸員補・専門員・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士</u></p>	<p>別表(第6条関係)</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 技術職員をもって充てる職 <u>学芸員・学芸員補・研究員・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士</u></p>

(鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の表示を除く。)を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後	改正前

(内部組織及び分掌事務)

第3条 教育センターに、次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

総務課	
略	

2 略

(職制)

第4条 略

2 所長の職務を補佐させ、及び所長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、教育センターに次長を置くことができる。

(職員の種類)

第5条 教育センターの職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)の種類は、事務職員とする。

別表(第6条関係)

所長、次長、課長、室長、主幹、係長、副主幹、主事、指導主事及び研修主事

(内部組織及び分掌事務)

第3条 教育センターに、次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

総務課	総務係 会計係
略	

2 略

(職制)

第4条 略

2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、教育センターに次長を、課に課長補佐を置くことができる。

(職員の種類)

第5条 教育センターの職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)の種類は、事務職員及び技術職員とする。

別表(第6条関係)

- 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職
所長、次長、課長、室長、課長補佐、主幹、係長及び副主幹
- 2 事務職員をもって充てる職
主事、指導主事及び研修主事
- 3 技術職員をもって充てる職
電気技師及び運転士

(鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(職員の種類及び職) 第5条 略 2 埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、室長、 <u>主幹</u> 、係長、副主幹、文化財主事及び主事と	(職員の種類及び職) 第5条 略 2 埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、室長、係長、副主幹、文化財主事及び主事とする。

する。

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第6条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改正後	改正前
(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1)~(9) 略 (10) 略	(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1)~(9) 略 <u>(10) 鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則(平成7年鳥取県教育委員会規則第1号)第4条第1項の規定により置かれる所長</u> (11) 略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。